別　紙

入札に当たっての注意事項

1　入札書(第５号様式)を使用すること。代表者氏名の横に代表者印を押すこと。代表者印の無いものや不明瞭なもの又は代表者の私印を押しているものは無効とする。

2　代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状（別紙様式）を提出すること。
委任状の代表者氏名の横に代表者印を押すこと。代表者印の無いものや不明瞭なもの又は代表者の私印を押しているものは無効とする。代理人の印鑑を押すこと。インク浸透印(シャチハタ)は無効とする。

3　代理人が入札する場合は、入札書は代理人用の入札書(第５号様式)を使用すること。
代理人用入札書に代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。インク浸透印は無効とする。

4　次の各号の一に該当する入札は無効とする。

（１）　入札説明書に示した競争入札参加資格要件を満たしていない者のした入札

（２）　競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

（３）　同一の入札について、二以上の入札をした者の入札

（４）　同一の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札

（５）　入札金額の訂正に訂正印のない入札

（６）　入札金額、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定しがたい入札

（７）　郵送による入札

（８）　暴力団員又は暴力団、若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の入札

5　落札者の決定方法

（１）　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、**見積もった金額の総額を入札書に記載すること(消費税及び地方消費税相当額を含む)**。

（２）　有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定に基づいて定めた予定価格以上の価格で、最高価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（３）　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。

（４）　開札をした場合において、落札者がないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の８第４項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、２回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。

6　入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。